平成２７年（フ）第２４４号
北海道富良野市桂木町２番77号　ふらの西病院
破産者　桑原　キヱ
1　決定年月日　平成28年４月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５３号
仙台市太白区鈎取２丁目13番20号、破産手続開始決定時の住所仙台市青葉区郷六字葛岡下49番地の１　広瀬の杜８番館211
破産者　安田　佳司
1　決定年月日　平成28年４月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１５７３号
横浜市青葉区市ケ尾町1171番地１　市が尾パーク・ホームズヒルサイドギャレリー306
破産者　原田　綾子
1　決定年月日　平成28年４月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３７２号
金沢市月浦町ロ70番地６
破産者　林　　敬和
1　決定年月日　平成28年４月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２０２号
金沢市久安２丁目234番地　ベアズヴィル102号、従前の住所金沢市中村町５番25号
破産者　山下　秀子
1　決定年月日　平成28年４月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２０８号
金沢市長坂３丁目15番10号、住民票上の住所埼玉県川越市新富町１丁目14番地１　川越パーク・ホームズ1402号室
破産者　瀧川　　純
1　決定年月日　平成28年４月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３１５号
静岡市清水区船原２丁目22番地の２、旧住所静岡市葵区南安倍２丁目２番６号
破産者　大橋　孝敏
1　決定年月日　平成28年４月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３４１号
静岡県浜松市南区若林町58番地の１　アレンダール南若林105号、前住所静岡県浜松市南区増楽町814番地の20
破産者　村上　啓子（旧姓池ケ谷）
1　決定年月日　平成28年４月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第１４５号
東京都中野区鷺宮１丁目１番６号　レオネクストヴィラージュ鷺宮202、破産手続開始決定時の住所京都市左京区下鴨松ノ木町11番地25　セゾンドアオイ303号
破産者　谷川　嘉之
1　決定年月日　平成28年４月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２６４号
大分市碩田町３丁目１番16号グループホームやすこの家、住民票上の住所大分市花高松３丁目４番８号（コーポ市原202）
破産者　後藤　洋司
1　決定年月日　平成28年４月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２７年（フ）第４１４号
大阪府泉南市信達大苗代62番地泉南一丘団地36棟203号
破産者　酒井　　孝
1　破産債権の届出期間　平成28年５月13日まで
2　一般調査期日　平成28年６月27日午後１時30分
平成28年４月13日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１４７５号
さいたま市緑区東浦和３丁目４番地33　203、旧住所さいたま市緑区東浦和７丁目２番地11　212号
破産者　川瀬　好子（旧姓村岡）
1　破産債権の届出期間　平成28年５月27日まで
2　一般調査期日　平成28年７月12日午後２時
平成28年４月12日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

特別清算開始

平成２８年（ヒ）第１００１号
広島県山県郡安芸太田町大字戸河内792番地の１
清算株式会社　三段峡観光株式会社
代表清算人　川本　英介
1　決定年月日　平成28年４月８日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
広島地方裁判所民事第４部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２７年（再）第１号
長野県松本市野溝木工２丁目７番50号
再生債務者　株式会社松本日栄
1　決議に付する計画案　平成28年３月７日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
(1)　期日　平成28年６月６日午後１時30分
(2)　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成28年５月23日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成28年５月18日
平成28年４月11日　長野地方裁判所松本支部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２８年（再イ）第５３号
愛知県豊明市沓掛町丘下12番地１　ユニオンヒルズ丘下602号
再生債務者　西本　武正
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年５月２日まで
4　一般異議申述期間　平成28年５月９日から平成28年５月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（再イ）第２６号
北海道千歳市新富１丁目７番５号　平和ビル305号
再生債務者　岩間　大輝
1　決定年月日時　平成28年４月13日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年５月６日まで
4　一般異議申述期間　平成28年５月20日から平成28年５月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部